

令和7年(2025年)7月5日

高等学校等就学支援金を
受給している生徒とその保護者の方へ

北海道札幌東高等学校長 須藤 克志

高等学校等就学支援金受給に係る収入状況等の届出のお知らせ

このことについて、高等学校就学支援金（以下、「就学支援金」という。）の受給資格の確認を行うため、毎年、住民税が確定する6月以降に、保護者等の収入に関する届出が必要です。

つきましては、高等学校等就学支援金申請システム（e-Shien）（以下、「システム」という。）又は必要書類の提出により、期日までに届出してください。

記

1 届出期日 令和7年(2025年)7月18日（金）

2 届出方法

(1) 個人番号を読み取って登録する方

ア 別添の「高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien 申請者向け利用マニュアル」を参照してください。（○の番号についてはマニュアル番号です。）

※「収入状況届出」が「不受理」となっている場合は、「保護者等情報変更届出」により届出してください。

- ・②新規申請編※昨年度、授業料を納付していた方又は、1学年で不認定となっている方
- ・③継続届出編※昨年度、授業料の納付が免除になってる方又は、1学年で認定となっている方
- ・④変更手続編※保護者情報等に変更がある方又は、収入状況届け出に入れない方

また、「臨時支援金同意区分」も忘れずに選択してください。

(2) 自分で個人番号を入力して登録する方

(1)と同様。

(3) 直接、関係書類を事務室に提出する方

※ 提出の際、封筒に生徒の学年、組、氏名を記入願います。

ア 高等学校等就学支援金収入状況届出書（様式第1号（その2））

イ 課税証明書（令和7年度（2024年1月1日～12月31日）の市町村民税の課税標準額（課税所得額）と調整控除額が記載されているもの。）

ウ 高校生等臨時支援金申請意向及び同意について（様式1）

3 共通事項

(1) 個人番号を使用する方で、個人番号により収入状況を確認できない場合は、課税証明書等を提出いただくこととなりますので御了承願います。

(2) 確認の結果、次の計算式による算出額が30万4,200円以上となった場合は、高校生等臨時支援金の対象となります。

【計算式】市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額

※札幌市の場合「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

※支給対象となる生徒等本人が平成21年1月2日から平成21年4月1日生まれの場合、「市町村民税の課税標準額」から33万円を控除して計算する。

(3) 受給権を放棄した場合は、受給資格は消滅し、7月分から授業料を納付していただきます。

(4) 確認の結果については、9月下旬頃文書でお知らせする予定です。

(5) マニュアルについては本校のHPに掲載していますので、裏面をご覧ください。

(6) そのほか、期日までに提出ができない場合やその他不明な点がある場合は、事務担当者までご連絡ください。